

東京農工大学学寮規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (在寮期間) 第10条 在寮期間は、別に定める期間とする。<u>ただし、修業年限(大学院生にあつては標準修業年限)を超えることはできない。</u></p>	<p>本則 (在寮期間) 第10条 在寮期間は、別に定める期間とする。</p>	

附 則(平成29年5月22日教規程第15号)

この規程は、平成29年5月22日から施行する。